



平成27年5月22日

各 位

会社名 常 磐 開 発 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 佐 川 藤 介
(JASDAQ・コード番号 1782)
問合せ先 取締役管理本部長 小 磯 徹
TEL. 0246-72-1111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成27年6月24日開催予定の第71回定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、平成27年4月10日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するため、所要の変更を行うものであります。

また、業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約の締結を可能とするため、規定の新設を行うものであります。

なお、この取締役の責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月24日(水)

定款変更の効力発生予定日 平成27年6月24日(水)

以上

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条【条文省略】 【新設】</p> <p>第4条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第10条【条文省略】 (基準日)</p> <p>第11条 【条文省略】</p> <p>2. 前項および本定款第45条、第46条に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。 【新設】</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 【新設】</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条【現行どおり】 (機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>取締役会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条【現行どおり】 (基準日)</p> <p>第12条 【現行どおり】</p> <p>2. 前項および本定款第37条、第38条に定めるほか必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の<u>監査等委員である取締役以外の取締役は</u>、15名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は</u>、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会によって補欠の監査等委員である取締役(以下、「補欠監査等委員」という。)を選任することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役(補欠監査等委員を含む。)</u>の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>4. <u>取締役(補欠監査等委員を含む。)</u>の選任決議は、累積投票によらないも</p>

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>のとする。</p> <p>(任 期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>5. <u>補欠監査等委員が取締役に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">【削 除】</p>
<p>(取締役会の設置) 第 21 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u> (代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 【条文省略】 (取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 【条文省略】 2. 【条文省略】 【新 設】</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第 22 条 取締役会は、その決議によって監査等委員<u>以外</u>の取締役から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって監査等委員<u>以外</u>の取締役から取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 【現行どおり】 (取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 【現行どおり】 2. 【現行どおり】 3. <u>前 2 項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日</p>

現行定款	変更案
<p>前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 26 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 26 条 【条文省略】</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第 27 条 【現行どおり】</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;"><u>(取締役への業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 27 条 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 【現行どおり】</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 30 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議に</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である</u></p>

現行定款	変更案
よって定める。	取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
【新 設】	(取締役の責任限定契約)
	第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)	【削 除】 【削 除】
第 29 条 当社は、監査役および監査役会を置く。 (員 数)	【削 除】
第 30 条 当社の監査役は、4 名以内とする。 (選任方法)	【削 除】
第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (任 期)	【削 除】 【削 除】
第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (常勤の監査役)	【削 除】
第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集通知)	【削 除】
第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議方法)	【削 除】
第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過	【削 除】

【別紙】

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第 36 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第 37 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第 38 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>第 6 章 <u>会計監査人</u></p>	<p>第 5 章 <u>会計監査人</u></p>
<p><u>(会計監査人の設置)</u></p>	<p>【削除】</p>
<p>第 39 条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>	
<p>第 40 条～第 41 条 【条文省略】</p>	<p>第 33 条～第 34 条 【現行どおり】</p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	<p>(報酬等)</p>
<p>第 42 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 35 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 7 章 <u>計 算</u></p>	<p>第 6 章 <u>計 算</u></p>
<p>第 43 条～第 46 条 【条文省略】</p>	<p>第 36 条～第 39 条 【現行どおり】</p>